

地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）事業者審査基準

項目番号	審査項目	審査基準	GH
1 - 0	法人の経営状況について		持ち点 10
1 - 1	法人の運営実績	法人に介護保険法に定める事業の運営実績が3年以上ある	1
		法人に介護保険法に定める事業の運用実績がない	▲0.5
		法人設立から1年に満たない（通年の決算実績がない）法人である	▲0.5
		現在法人が運営している介護保険事業の実地指導における、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた事項について、改善策を講じていない。	▲0.5
		指定の効力の改善命令、改善勧告（申請をした日の属する年度以前の6年間、申請法人の運営する介護保険法に定める事業）等を受けたことがある	▲3
		指定の効力の全部停止、一部停止（申請をした日の属する年度以前の6年間、申請法人の運営する介護保険法に定める事業）等を受けたことがある	▲5
1 - 2	法人の経営状況	事業を行うに十分な資産を有している	0~3
1 - 3	代表者	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に5年以上従事した経験を有する者である	1
1 - 4	過去の公募参加状況	過去、地域密着型サービス（施設）の開設に際し、改善指導を受けたことがある	▲5
		※ 第7・8期介護保険事業計画に基づくグループホーム公募において一定程度の審査基準を満たした計画を提出している（事業採択分を除く）	0.5×2
		足きり点	6

地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）事業者審査基準

項目番号	審査項目	審査基準	GH
2 - 0	整備計画及び収支計画について		持ち点 15
2 - 1	事業の理念・基本方針	事業に対する意欲、事業開始に当たっての動機について	0~3
		施設の特徴・理念について	0~3
2 - 2	土地の所有状況	当該事業以外の目的による抵当権等の権利義務関係が設定されている	
2 - 3	既存施設の配置状況	地区民生委員児童委員協議会担当地域内にグループホームがない、又は、施設数が最も少ない地域である	▲2 2
2 - 4	都市計画区域	都市計画区域が市街化区域以外である	▲2
2 - 5	用途地域	用途地域が近隣商業地域・商業地域である	▲0.5
		用途地域が準工業地域・工業地域である	▲1
2 - 6	防災上の安全性	地すべり、急傾斜地、土砂災害特別警戒区域等の防災上の配慮が必要な土地である（様式1 4-2建設用地の法規制等（その他の法規制を除く））	▲5
2 - 7	インフラの整備状況	新たに上水道・下水道、電気、ガス等のインフラ整備が必要な土地である	▲1
2 - 8	接道の状況	主たる入り口の道路幅員が6m以上である	1
		主たる入り口の道路幅員が4m未満である	▲1
		敷地へは2方向以上からのアクセスが可能である	1
2 - 9	交通の利便性	最寄駅・バス停から直線距離200m以内で、1日10本以上（平日・10時～16時に出発）便がある	1
		最寄駅・バス停から直線距離400m以内で、1日10本以上（平日・10時～16時に出発）便がある	0.5
2 - 10	余裕のある敷地	建ぺい率の80%以内の建設計画である	1
2 - 11	整備資金計画	借入比率（借入金／総事業費）が50%未満である	1
		自己資金比率（自己資金（土地取得関係費・運転準備資金を除く）／総事業費）が30%未満である	▲1
		自己資金比率（自己資金（土地取得関係費・運転準備資金を除く）／総事業費）が20%未満である	▲2
2 - 12	建設工事発注予定	金沢市内に本社を有する建築業者のみによる入札を予定している	2
		金沢市内に営業所（本社、支店等を含む）を有する建築業者による入札を予定している	1

地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）事業者審査基準

項目番号	審査項目	審査基準	GH
2 - 13	人件費	看護・介護職員について常勤換算職員一人当たり月額平均給与が250,000円以下である	▲1
		役員報酬が看護・介護職員の常勤換算職員一人当たり月額平均給与を上回っている	▲1
2 - 14	家賃・食費	月額居住費が次の金額を超えている (土地取得関係費 + 建設工事費(補助金・寄付金を除く) + 借入利息) / (施設定員 × 12月 × 25年)	▲1
2 - 15	低所得者対策	生活保護受給者の入居の際、家賃を軽減するなど低所得者対策を実施している(具体的な記載がある場合)	1
		生活保護受給者又は生活保護に準ずる方(生活保護基準1.2倍以下)を受け入れる予定がある ※具体的な数を記入	1
足きり点			12

地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）事業者審査基準

項目番号	審査項目	審査基準	GH
3 - 0	施設内容について		持ち点 10
3 - 1	建物構造	回廊型バルコニーを設置するなど、入居者の避難に特段の配慮を講じている	0~2
		3階以上にユニット又は浴室を設けている	▲0.5
		躯体が耐火構造でない	▲2
3 - 2	居室環境	ユニットの独立性が十分に保たれていない	▲2
		居室面積が13.2m ² （内法）以上である	1
		居室内にトイレが設けてある	1
		居室内にトイレを設けていないが、2居室に1以上、ユニット内に車椅子対応のトイレが1以上、分散配置されている	0.5
		居室内にトイレを設けていないが、3居室に1以上設置していない、又は、車椅子対応のトイレがない場合	▲1
		身体機能低下に配慮した浴槽（個別浴槽など）が用意されている	1
		ユニットごとに浴室が1以上設けてある	1
		居室のある階ごとに浴室を設けていない	▲2
		洗面設備 居室内に洗面台を設けていない	▲1
		付帯設備 食堂・居間 食堂・居間について、入居者1人あたり3m ² 以上の広さが確保されている	1
		汚物処理室等 ユニットごとにランドリー・汚物処理室を1以上設けていない	▲1
		公共 建物内に地域に開かれた専用スペース（パブリックスペース）を設けている	1
		その他 家族控え室・体験入居用居室などを設けている	1
3 - 3	環境負荷軽減への対応	再生可能エネルギー設備（太陽光発電施設（システム容量3kw以上）・バイオマスストーブ（薪ストーブ及びペレットストーブ）・雨水再利用設備）のいずれかを設置している	1
		省エネルギー機器（施設内80%以上の照明機器をLED、ガスヒートポンプ等）や浸透性アスファルト、屋上緑化を設置している	1
		足きり点	8

地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）事業者審査基準

項目番号	審査項目	審査基準	GH
4 - 0	職員について		持ち点 10
4 - 1	職員処遇	職員の採用について	0~3
		職員の資質向上について	0~3
		職員の定着に対する独自の取り組みについて（職員体制）	0~4.5
		職員の定着に対する独自の取り組みについて（職場環境）	0~4
		退職金、住宅手当及び資格取得支援について、いずれも法人として実施していない	▲1
4 - 2	管理者	グループホームの管理者として5年以上の勤務経験を有している者が1名以上いる	1
		すべての管理者がグループホームの管理者として勤務経験を有していない	▲1
		自法人内の職員を管理者の職に充てる	0.5
		管理者が未定である	▲2
4 - 3	計画作成担当者	有資格者の計画作成担当者として1年以上の常勤勤務経験を有している者が1名以上いる（管理者と兼務の場合、加算対象としない）	1
		自法人内の職員を計画作成担当者の職に充てる	0.5
4 - 4	看護・介護職員の員数	看護・介護職員の総数が、ユニットごとの常勤換算方法で、人員基準の1.5倍以上である	1
		ユニットごとの常勤職員の比率が80%以上である	1
		ユニットごとの常勤職員の比率が60%以下である	▲1
		介護従業者の中に看護師資格(准看護師を含む)を有する常勤職員を1名以上配置している	1
		常勤の実践リーダー研修修了者・認知症介護指導者養成研修修了者などを1名以上配置している	1
		夜勤について、すべての職員が非常勤である	▲1
		夜勤専従職員がいる	▲1
足きり点			11

地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）事業者審査基準

項目番号	審査項目	審査基準	GH
5 - 0	運営について		持ち点 -
5 - 1	サービス提供のあり方	サービス提供にあたっての基本的な考え方について	0~3
5 - 2	虐待防止・身体拘束防止	虐待防止と身体拘束防止に係る基本的な考え方について	0~6
5 - 3	衛生管理、感染症予防	衛生管理、感染症予防等に係る基本的な考え方について	0~3
5 - 4	事故防止・安全管理体制	事故防止、安全管理体制に係る基本的な考え方について	0~3
5 - 5	非常災害への対応	非常災害への対応に関する基本的な考え方について	0~3
5 - 6	利用者の意向への対応	利用者の意向への対応に係る基本的な考え方について	0~3
5 - 7	介護サービスの向上	介護サービス向上に係る基本的な考え方について	0~3
5 - 8	口腔衛生管理の充実及び栄養改善	口腔衛生管理の充実及び栄養改善に係る基本的な考え方について	0~3
5 - 9	入居者の重度化への対応	入居者の重度化に対する対応について	0~4.5
5 - 10	医療機関との連携について	入院について60日以内に退院が見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに退院後再び入居できるようにしている 入院が30日以内であっても退居としている。※恒常的に入院が続くことが見込まれる場合を除く	0.5 ▲0.5
			足きり点 11
6 - 0	地域交流・地域貢献について		持ち点 -
6 - 1	地域交流	入居者と家族、地域住民との交流に係る基本的な考え方について	0~3
6 - 2	地域貢献	今後、法人及び施設が行う地域貢献について 法人が行ってきた地域貢献について	0~3 0~3
			足きり点 3
			足きり点 79
7 - 0	総合評価		0~20